

論点等説明シート

事業名	医療情報システム等標準化推進事業					
予算の状況 (単位:百万円)		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求
	予算額(補正後)	196	196	120	125	
	執行額	196	184	120		
	執行率	100.0%	93.8%	100.0%		

事業についての論点等

(事業の概要)

① 高度医療情報普及推進事業

医療情報連携やデータの二次活用を行う際には、各医療情報システム間で送受信されるデータが正確に解釈される必要があるが、従来より各開発メーカーが独自のデータコードの開発を行ってきたことから、用語・コード・フォーマット等の標準化にかかる整備及び普及促進を行うもの。

② 医療情報システムのための医療知識基盤データベース研究開発事業

(平成25年度～平成27年度までの3年間)

電子カルテ等を活用した医療情報の利活用には、検査数値や処方のようなコード化されたデータだけでなく、文書形式で自由掲載されたデータ(テキストデータ)の効率的な抽出を可能とする技術によって、過去の症例データを大規模に蓄積・解析し、患者個人に最適な検査、診断、治療、リハビリ、疾病管理等を提供するための医療用ソフトウェアやシステムを開発することが可能となる。

これまでに次の事業を行ってきており、本事業ではこれまでの開発成果物であるデータベースを電子カルテシステムへの実装を行うべく開発を進めているところである。

【平成19年度～平成21年度、平成22年度～平成24年度までの事業】

テキストデータの活用を行うためには、コンピューターに数々の医学概念(疾患、症状、部位、検査、薬剤など)の意味関係を解しつつ自動的に情報処理をさせる必要であるため、数々の医学概念を相互に結びつけるデータベースの構築を行ってきたところ。

(データベースの構築の例)

タミフル(薬剤(商品)名)←→インフルエンザA型(疾患名)←→筋肉痛(症状)←→インフルエンザウイルス(原因)などを関連付けし、症状に関連する薬剤名や疾患名などを検索することが可能となるデータベースの構築を行った。

(論点)

① 高度医療情報普及推進事業

・本事業において10種類のマスター整備を行っているが、医療機関等への普及・整備状況、活用状況を把握のうえ、それぞれのマスターについて、必要性を含めて検証し、事業内容も見直すべきではないか。

※ 厚生労働省標準規格のマスター(5種類)

※ 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.2版(平成25年10月厚生労働省)(抜粋)(P26)

～我が国で必要不可欠と考えられるものについては、厚生労働省の保健医療標準化会議での審議を経て「厚生労働省標準規格」とされ、その実装が強く推奨されており、～

・企画競争を行っているが、毎年、一者応札であり、同一法人と同契約額で契約を締結していることから、他の業者が参入できないような仕様等になっていないか、検証すべきではないか。

※ 平成23年度～平成25年度において、毎年度、一般社団法人医療情報システム開発センターと36,354千円の契約を締結している。

② 医療情報システムのための医療知識基盤データベース研究開発事業

・これまでの成果物は有効に活用されているか。また、本事業終了後にこの成果物をどのように活用していくのか。